

令和4年度予算額（令和3年度予算額）：4.0億円（2.2億円）

【事業内容】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく医療的ケア児支援センターの設置（医療的ケア児等コーディネーターの配置）により、医療的ケア児とその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げるための支援を行うとともに、地方自治体における協議の場の設置や医療的ケア児に係る支援者の養成研修、医療的ケア児やその家族の日中の居場所作りや活動の支援等を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

総合的な支援を実施

- ✓ 地方自治体において、医療的ケア児等とその家族への支援体制の強化
- ✓ 障害福祉サービスでは実施が難しいニーズに対する支援
- ✓ 地域に障害福祉サービス等の実施事業所がなくても地方自治体による支援の実現が可能



医療的ケアのある子どもとその家族

地方自治体における
医療的ケア児等の協議の場の設置

- ・ 保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場の設置
- ・ 現状分析のための、医療的ケア児数の把握・ニーズ調査の実施
- ・ 医療的ケア児のご家庭向けの情報提供（HP,ガイドブックの作成）等

医療的ケア児等コーディネーター
医療的ケア児等支援者（喀痰吸引含む）の養成研修



併行通園の促進

- ・ 事業所からの付き添いなどのバックアップ
- ・ 適切な情報交換



障害児通所支援施設

保育園・幼稚園

令和4年度拡充

医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーターの配置等

- ・ 医療的ケア児支援センター等への医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・ コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置
- ・ 移行期（NICUから在宅生活への移行、学校生活への移行、成人期への移行等）における重点的な相談体制の整備 等

医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築

- ・ 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・ 就業先とのマッチング 等



看護職員への研修



障害児通所支援施設

医療的ケア児等とその家族への支援



家族のレスパイト



きょうだい児への支援



その他、障害福祉サービス等と重複しない支援

医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算額：402億円の内数 → 令和4年度予算額：453億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額<拡充>

- 基本分単価

① 看護師等の配置	1施設当たり	5,290千円
-----------	--------	---------

(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算) <拡充>
- 加算分単価

② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,170千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	360千円

実施主体・補助割合<拡充>・事業実績

- 実施主体 都道府県、市区町村
- 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ <拡充>

 - ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6
- 事業実施
R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



保育所



保育所（医療的ケア児受入施設）



看護師等の配置

<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行う。**



看護師等

医療的ケア児保育支援者

助言・支援等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。